指名停止措置状況（物品・印刷・業務委託等）

令和８年６月５日現在

商　　号 住　　所	適用措置 停止期間	開始年月日 終了年月日	指　名　停　止　の　理　由
日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	不正又は不誠実行為 １か月	令和 8年 6月 5日 令和 8年 7月 4日	日本郵便株式会社の社員が、令和6年10月から令和7年5月、郵便物を回収する業務の委託契約の入札で便宜を図る見返りに、現金などの金品を受け取るなどとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反の疑いで、警視庁に逮捕されたため。